

# 嬉野市デスティネーションキャンペーン用観光素材集作成業務委託 仕様書

## 1. 目的

2022年10月～12月に、佐賀県と長崎県でデスティネーションキャンペーン（DC）が開催されること  
が決定した。DC期間中に嬉野市へ観光客を呼び込むために、旅行会社等へ向けて市の観光素材集を紹介  
し、旅行商品造成の促進を図りたい。

そこで、嬉野市の観光資源を収集、整理し、観光素材集を作成する。

## 2. 業務名

嬉野市デスティネーションキャンペーン用観光素材集作成業務委託

## 3. 履行期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

## 4. 実施場所

嬉野市内

## 5. 業務内容

### （1）成果品等

- ア 素材集 300部
- イ 素材集データ（増刷用、再編集可能なもの）
- ウ 素材集データ（WEB掲載用）
- エ 素材集に使用した写真データ

### （2）規格

- ア 判型 A4判縦型
- イ 頁数 12頁程度 ※観光素材情報数に応じて増減する場合あり。
- ウ 紙質 73kg以上
- エ その他 DCロゴの使用、QRコードでの案内

### （3）印刷物の内容

- ア 表紙
- イ シュガーロード
- ウ 温泉
- エ お茶、焼き物
- オ 体験
- カ グルメ
- キ イベント
- ク 自然
- ケ おみやげ

- コ バリアフリー情報
- サ 西九州新幹線
- シ 地図（嬉野市の所在、アクセス）

#### (4) 打ち合わせ・報告

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、本市との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

### 6. 成果品の著作権等

- (1) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は、本市において自由に行うことができるものとする。
- (2) 本業務の実施による成果品は、画像・写真等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

### 7. その他の留意事項

- (1) 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 委託事業の実施にあつては、本市と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る本市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (3) 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定する。
- (5) 本事業において知り得た本市に関する情報は、目的外に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (6) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び嬉野市個人情報保護条例並びに嬉野市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

### 8. 本業務委託の委託上限額

2,310 千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 9. 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、直ちに業務完了報告書を提出すること。

### 10. 本業務委託の委託料支払

完了払い